

平成二十三年法律第五十六号による改正前の方 公務員等共済組合法（昭和三十七年九月八日）（抄） （法律第百五十二号）

最終改正 平成二十三年五月二十五日法律第五十三号

第十一章 地方議会議員の年金制度

（地方議会議員共済会）

第一百五十一条 次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）の区分に従い、当該各号に掲げる地方議会議員をもつて組織する当該各号に掲げる地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）を設ける。

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| 一 都道府県の議会の議員 | 都道府県議会議員共済会 |
| 二 市（特別区を含む。以下この章において同じ。）の議会の議員 | 市議会議員共済会 |
| 三 町村の議会の議員 | 町村議会議員共済会 |
- 2 共済会は、法人とする。
- 3 共済会は主たる事務所を東京都に置く。

〔関係条文〕 本法一五四（民法の準用）・附一〇①（共済会の設立）

〔関係法令〕 旧地方議会議員互助年金法一・二、民法四四（法人の不法行為能力）・五〇（法人の住所）

（定款）

第一百五十二条 共済会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならぬ。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地

- 四 代議員会に関する事項
 - 五 役員に関する事項
 - 六 納付に関する事項
 - 七 掛金及び特別掛金に関する事項
 - 八 資産の管理その他財務に関する事項
 - 九 その他組織及び業務に関する重要事項
- 2 定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

[関係条文] 本法一五五②(代議員会の権限)・一六〇・一六二⑥・一六五・一六六(定款事項)・一七三(罰則)・附一〇②(共済会の設立)

(登記)

第百五十三条 共済会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

[関係条文] 本法一七三(罰則)

[関係法令] 独立行政法人等登記令一(適用範囲)・二(登記事項)

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第百五十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、共済会について準用する。

(代議員会)

第百五十五条 共済会に、代議員会を置く。

2 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 事業計画書の作成及び定款で定める重要な変更並びに決算報告の認定
- 三 訴訟の提起及び和解
- 四 その他共済会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

〔関係法令〕 民法六九五（和解）

（役員）

第百五十六条 共済会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

- 2 会長は、共済会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して共済会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。
- 4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して共済会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。
- 5 監事は、共済会の業務を監査する。
- 6 共済会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が共済会を代表する。

（事業年度）

第百五十六条の二 共済会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

（事業計画及び予算）

第百五十六条の三 共済会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。

- 2 共済会は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に報告しなければならない。

（決算）

第百五十六条の四 共済会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

- 2 共済会は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに監事の意見を付けて決算完結後一月以内に総務大臣に報告しなければならぬ

い。

3 共済会は、前項の規定による報告を行つたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面を各事務所に備え付け、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(借入金の制限)

第百五十六条の五 共済会は、借入金をしてはならない。ただし、共済会の目的を達成するために必要な場合において、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

[関係条文] 本法一七三（罰則）

(余裕金の運用)

第百五十七条 共済会の業務上の余裕金は、総務省令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

[関係条文] 本法一七三（罰則）、施行規則一四（資金の運用）

[関係法令] 臨時金利調整法一①（金融機関）

(総務省令への委任)

第百五十七条の二 第百五十六条の二から前条までに定めるもののほか、共済会の財務その他その運営に関して必要な事項は、総務省令で定める。

[関係条文] 施行規則一五の二（会計組織）・一五の三（給付経理の資産の構成割合）・一六の四（準用規定）、昭和四七年自治省令二附二（給付経理の資産の構成割合の特例）

(給付の種類)

第百五十八条 共済会の行なう給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金（以下「共済給付金」という。）とする。

(年金額の改定)

第百五十八条の二 共済会の行う年金である給付の額は、物価変動率を参酌

し、地方議会議員であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば受けることとなる議員報酬額（地方自治法第二百三条に規定する議員報酬の額をいう。）に係る共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

〔関係条文〕 本法七四の二（年金額の改定）、施行法一〇五（互助年金等の額の改定）

〔関係法令〕 平成一六年政令一一五（年金額の改定）

（在職期間の合算）

第百五十九条 共済給付金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後それぞれの議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算するものとする。

- 2 市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方議会議員としての在職期間は、合算する。
- 3 前二項の規定により退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき在職期間の計算をするに当たつては、前に退職一時金の基礎となつた在職期間は、算入しない。

〔関係条文〕 本法附三六（市町村の廃置分合等の場合の取扱い）、施行法一〇一③（互助会の会員であつた者の取扱い）

（退職の取扱いに関する特例）

第百五十九条の二 地方議会議員が、次の各号の一に該当する場合には、前後の地方議会議員であつた在職期間は、引き続いたものとみなし、当該退職に係る共済給付金は、支給しない。

- 一 地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退

職し（当該任期満了による選挙の期日の告示がなされた後当該任期の満了すべき日前に退職した場合を含む。）、当該任期満了による選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となつたとき。

二 地方議會議員が、当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、当該議会の解散による一般選挙又は当該選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより行なわれる再選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となつたとき。

三 市町村の議員が、当該市町村の廃置分合により退職し、新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙において当選人となり当該新たに設置された市町村の議会の議員となつたとき。

四 市町村の議員が、当該市町村の廃置分合又は境界変更の処分により退職し、当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行なわれる市町村の議員の増員選挙において当選人となり当該市町村の議会の議員となつたとき。

2 地方議會議員は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十一条の規定によりその者に係る当選が無効となつた場合には、その無効となつたときに退職したものとみなす。

〔運用方針〕 「引き続いたものとみなし」とは、退職により地方議會議員でない期間があつた場合においては、当該期間を除き、前後の期間が引き続いているものとみなして取り扱うことをいう。

〔関係条文〕 施行規則一六の六（地方議會議員の任期満了による退職の取扱い）

〔関係法令〕 地方自治法九一④（市町村議会の議員の定数）・九三（議員の任期）・一二八（失職の時期）、公職選挙法三三（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）・三四（その他の選挙）・一一〇（参議院全国選出議員及び地方公共団体の議会の議員の再選挙）・一一三（補欠選挙及び増員選挙）・一一七（設置選挙）・二〇二（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）・二〇三（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する訴訟）・二〇九（当選の効力に関する争訟における選挙の無効の決定、裁決又は判決）・

二五八（地方公共団体の議会の議員の任期の起算）

(併給の禁止)

第百六十条 一の共済会が給する共済給付金については、退職年金と公務傷病年金とは併給しないものとし、退職年金、公務傷病年金又は遺族年金を給すべきこととなる者には退職一時金又は遺族一時金は給しないものとする。ただし、公務傷病年金を受ける者が再就職し、重度障害が回復した後退職し、又は死亡した場合においては、定款で定めるところにより、公務傷病年金と共済給付金との調整を行なうものとする。

(退職年金)

第百六十一条 退職年金は、地方議会議員が在職十二年以上で退職したときに、その者に給するものとする。

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、平均標準報酬年額（退職の日の属する月以前の地方議会議員であつた期間十二年間における掛金の標準となつた標準報酬月額（第百六十六条に規定する標準報酬月額をいう。第百六十二条第二項において同じ。）の総額を十二で除して得た額をいう。以下この条において同じ。）の百五十分の三十五に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、平均標準報酬年額の百五十分の〇・七に相当する金額を加算した金額とする。

3 在職期間三十年を超える者に給する退職年金の年額は、在職期間三十年として計算する。

4 退職一時金の支給を受けた者でその後再び地方議会議員となつたものに退職年金を給する場合には、退職年金の年額は、前二項及び次条の規定により算定した金額から当該退職一時金の基礎となつた在職期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき平均標準報酬年額の百分の〇・九八に相当する金額を控除した金額とする。

[関係条文] 昭和四〇年法律一〇三附七④(経過措置)、平成一四年法律三七附四①(経過措置)、

平成一八年法律六三附二①・三①・四・五・七①・八・十(経過措置)

[関係法令] 市町村の合併の特例に関する法律七の二、市町村の合併の特例等に関する法律一〇
〔運用方針〕

第四項

「退職一時金の支給を受けた」場合には、退職一時金の受給資格期間に達しなかつたためその受給権が発生しなかつた場合を含まないが、退職一時金の受給権が発生し、まだその支払いを受けていない場合及びその請求権が時効により消滅した場合を含む（法律第百六十二条第二項において同じ。）

(重複期間を有する場合の退職年金)

第百六十一条の二 在職期間のうち政令で定める年金制度の適用を受ける期間（政令で定める期間に限る。以下この条において「重複期間」という。）を有する地方議会議員に係る退職年金の年額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の年額から、その額に重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の四十に相当する金額を控除した金額とする。

2 重複期間に一年未満の端数がある場合の調整措置その他重複期間の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

[関係条文] 施行令六九（重複期間の取扱い）、平成一四年法律三七附五（経過措置）

(退職一時金)

第百六十一条の三 退職一時金は、地方議会議員が在職三年以上十二年未満で退職したときに、その者に給するものとする。

2 退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金の総額に相当する金額に、次の各号に掲げる者の区分による当該各号に定める割合を乗じて得た金額とする。

- | | |
|----------------------|--------|
| 一 在職期間が三年以上四年以下の者 | 百分の四十九 |
| 二 在職期間が四年を超える八年以下の者 | 百分の五十六 |
| 三 在職期間が八年を超える十二年未満の者 | 百分の六十三 |

〔運用方針〕 「掛金の総額」とは、就職した日の属する月から退職又は死亡した日の属する月ま

での分として共済会に納められた掛金の合算額をいう。

[関係条文] 平成一四年法律三七附四②（経過措置）、平成一八年法律六三附二②・三①・七②（経過措置）

(公務傷病年金)

第百六十二条 公務傷病年金は、地方議会議員が、当該共済会を組織する地方議会議員である間における公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退職したときに、その者に給するものとする。退職後三年以内に、当該共済会を組織する地方議会議員であつた間における公務に基づく傷病により重度障害の状態となつたときも、同様とする。

2 公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を第百六十一条第二項の平均標準報酬年額とみなして同項の規定により算定した在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額（退職一時金の支給を受けた者で前項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、同条第四項の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。第百六十三条第二項第三号及び第四号において同じ。）に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が第百六十一条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ当該重度障害の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3 前項の重度障害の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。

4 公務に基づく傷病により重度障害の状態となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。

- 5 公務傷病年金の決定をするに当たつて、将来重度障害が回復し、又はその程度が低下することがあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。
- 6 前項の期間満了の六月前までに傷病が回復しない者は、定款で定めるところにより、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

[運用方針]

第二項

法第百六十一条の二の規定に該当する地方議会議員であつた者については、「退職年金の年額」又は「当該退職年金の年額」とは、第百六十一条の二の規定の適用された後の退職年金の年額とする。法第百六十三条第一項の遺族年金を受ける者の当該退職年金の年額の計算についても、同様とする。

[関係条文] 昭和四〇年法律一〇三附七④（経過措置）、平成一八年法律六三附二③、三②（経過措置）

[関係法令] 恩給法四六（増加恩給）・五〇（有期の増加恩給）

（公務傷病年金と傷病補償年金等との調整）

第百六十二条の二 公務傷病年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による傷病補償年金又は障害補償年金に相当する補償（以下この条において「傷病補償年金等」という。）が行われることとなつたときは、当該補償が行われる間、当該公務傷病年金の額のうち前条第二項の規定により加算された金額に相当する金額（当該金額が傷病補償年金等の額を超えるときは、傷病補償年金等の額に相当する金額）の支給を停止する。

（遺族年金）

第百六十三条 遺族年金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡した

ときも同様とする。

- 2 前項の遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。
 - 一 地方議会議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（第三号に規定する場合を除く。）においては、これに給すべき退職年金の年額
 - 二 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（前号に規定する場合を除く。）においては、当該退職年金の年額
 - 三 公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額
 - 四 地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

〔関係条文〕 平成一八年法律六三附二④、三③（経過措置）

（公務による遺族年金と遺族補償年金との調整）

第百六十三条の二 前条第二項第四号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による遺族補償年金に相当する補償が行なわれることとなつたときは、当該補償が行なわれる間、当該遺族年金の額のうち、その百七十分の七十に相当する金額の支給を停止する。

(遺族一時金)

第百六十三条の三 遺族一時金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職一時金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。

2 前項の遺族一時金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、同項の退職一時金の額に相当する金額とする。

[関係条文] 平成一八年法律六三附二⑤（経過措置）

(退職年金等の停止)

第百六十四条 退職年金は、これを受ける者が六十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

2 退職年金を受ける者が恩給法別表第一号表ノ二に掲げる程度の重度障害の状態にあるときは、その者が六十五歳未満であつても、その状態にある間、前項の規定による停止は、行わない。

3 退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、実在職期間が一月未満であるときは、この限りでない。

[運用方針]

第三項

一 一の共済会の退職年金又は公務傷病年金を受ける者が地方議会議員として再就職し、他の共済会の会員となつた場合は、当該退職年金又は公務傷病年金の支給は停止されない。

二 「第百五十九条第一項に規定する再就職」には、法百五十九条第二項に規定する場合に係る再就職を含む。

[関係条文] 平成七年法律五二附五（経過措置）

第百六十四条の二 退職年金は、その年額が平均的な退職年金の給付の状況、掛金及び特別掛金の負担の状況その他の状況を勘案して政令で定める金額（以下この条において「支給停止基準額」という。）以上の場合であつて、

これを受ける者の前年における所得金額（退職年金並びに地方自治法第二百三条に規定する議員報酬（以下「議員報酬」という。）、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該退職年金の基礎となつた在職期間に係るもの）の金額を除く。以下この項において同じ。）が五百万円を超えるときは、当該退職年金の年額とその者の前年における所得金額との合計額から支給停止基準額と五百万円との合計額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

- 2 前項の場合における退職年金の支給額が支給停止基準額より少ないとときは、同項の規定にかかわらず、当該支給停止基準額を退職年金の支給額とする。
- 3 第一項に規定する所得金額の計算については、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例による。
- 4 前二項に定めるものほか、第一項の規定による退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

〔関係条文〕 施行令六九の二（退職年金の支給停止基準額等）、平成一八年法律六三附二①（経過措置）

〔関係法令〕 旧国會議員互助年金法一五の二（高額所得による互助年金の停止）

（給付の制限）

第百六十四条の三 地方議会議員若しくは地方議会議員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は地方議会議員が除名された場合には、政令で定めるところにより、その者には、その地方議会議員であつた在職期間に係る共済給付金の全部又は一部の支給を行なわないことができる。

- 2 遺族給付を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、政令で定めるところにより、その者には、遺族給付の一部を行なわないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその地方議会議員であつた在職期間に係る年金である共済給付金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

[関係条文] 施行令七〇（給付の制限）

[関係法令] 刑法一二（懲役）・一三（禁錮）

(退職年金等の改定)

第百六十五条 第百五十九条第一項に規定する再就職その他の事由による退職年金及び公務傷病年金の改定については、定款で定める。

[関係条文] 本法一五九②（在職期間の合算）

(掛金及び特別掛金)

第百六十六条 地方議会議員は、定款で定めるところにより、共済給付金の給付に要する費用に充てるため、共済会に、掛金及び特別掛金を納めなければならない。

2 前項の掛金の額は、地方議会議員の議員報酬の額（一の地方公共団体の議会の議員については、その議員報酬の額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて当該地方公共団体の議会の議員の議員報酬の額とする。）に基づき定款で定める標準報酬月額に定款で定める率を乗じて得た金額とする。

3 第一項の特別掛金の額は、地方議会議員の期末手当（地方自治法第二百三十三条第三項に規定する期末手当をいう。以下この条において同じ。）の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に定款で定める率を乗じて得た金額とする。

4 前二項に規定する定款で定める率は、都道府県議会議員共済会にあつては都道府県議会議員共済会を組織する地方議会議員を単位として、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会及び町村議会議員共済会を組織するすべての地方議会議員を単位として算定するも

のとする。

- 5 第二項に規定する掛金の額及び第三項に規定する特別掛金の額については、共済会の給付の実績及び将来の給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう、少なくとも四年ごとに再計算を行うものとする。
- 6 地方議會議員の議員報酬の支給機関は、議員報酬を支給する際地方議會議員の議員報酬から第二項に規定する掛金に相当する金額を控除して、これを地方議會議員に代わって共済会に払い込まなければならない。
- 7 前項の規定は、特別掛金について準用する。この場合において、同項中「議員報酬」とあるのは「期末手当」と、「第二項に規定する掛金」とあるのは「第三項に規定する特別掛金」と読み替えるものとする。

[関係条文] 本法附三五（互助会に係る掛金の経過措置）、昭和四〇年法律一〇三附七⑤（掛金の経過措置）

(地方公共団体の負担金)

第百六十七条 共済給付金の給付に要する費用は、前条第一項に規定する掛金及び特別掛金を充てるほか、地方公共団体が負担する。

- 2 前項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべき金額は、共済会の収支の状況を勘案して、総務省令で定める。
- 3 共済会の事務に要する費用は、地方公共団体が負担する。
- 4 前項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもって定める。

[運用方針]

施行規則第一五条第二項

法第百六十七条第二項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、法第百六十六条第一項に規定する掛金及び特別掛金を同条第五項及び第六項の規定により共済会に払い込む際に同時に払い込むものとする。

[関係条文] 施行規則一五（地方公共団体の負担金）

(財政調整)

第百六十七条の二 市議会議員共済会及び町村議会議員共済会は、市議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準と町村議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準の均衡を図るため、政令で定めるところにより、市議会議員共済会にあつては町村議会議員共済会に対して、町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会に対して、それぞれ拠出金の拠出を行うものとする。

(給付を受ける権利の保護)

第百六十七条の三 共済給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金である共済給付金を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職年金又は退職一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

[関係法令] 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律二（担保に供する恩給等の範囲）、沖縄振興開発金融公庫法一九⑤（担保として貸付をする場合の準用）

(非課税)

第百六十八条 公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(時効)

第百六十九条 共済給付金を受ける権利は、それを受けるべき事由が生じた日から七年間請求しなかつたときは、時効によつて消滅する。

- 2 前項の時効は、第百六十四条第一項の規定により退職年金の支給を停止される者の当該退職年金については、その者が六十五歳に達する日の属する月の末日までの間は、進行しない。
- 3 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二箇月以内に第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、第一項の時効は、

再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年金を受ける権利を有する者が再就職に係る職を退職した日において六十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

[運用方針]

第一項

一 「共済給付金を受ける権利」とは、年金である共済給付金については当該年金である共済給付金の基本権をいうものであり、支給期月ごとに生じる支分権の消滅時効は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百六十九条の規定（定期給付債権の短期消滅時効五年）が適用される。

二 年金である共済給付金を受ける権利の消滅時効期間は、基本権については、法律上決定の請求することができることとなつた翌日を、支分権については、支給すべき期月の翌月の初日をそれぞれ起算日として計算されるが、年金の決定がなされた後の基本権は、時効により消滅しないものとして取り扱う。

三 公務傷病年金受給者の退職年金受給権に関する時効の進行については、当該公務傷病年金の受給権の消滅の日まで進行しないものとして取り扱う。

四 時効期間が満了した場合には、共済金は時効の利益を放棄しないものとする。ただし、特別の事情がある場合において、共済会の会長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

五 支分権については、四のただし書の規定を適用しない。

六 共済会は、四のただし書の規定を適用するに当たつて、給付の請求をしようとする者に対し、給付の請求をしなかつた理由を記載した書面の提出を求めるものとする。

七 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利の時効については、民法の規定が適用される。

[関係条文] 平成七年法律五二附五（経過措置）

[関係法令] 民法一四七～一五七（時効の中止事由等）・一六七（債権・財産権の消滅時効）・一六九（定期給付金債権の短期消滅時効）

(監督)

第百七十条 共済会の業務の執行は、総務大臣が監督する。

2 共済会は、総務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を総務大臣に提出しなければならない。

3 総務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に共済会の業務及び

財産の状況を監査させるものとする。

4 総務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、共済会に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

[関係条文] 本法一七二・一七三（罰則）、施行規則一六（事業報告書）・一六の五（準用規定）
(地方公共団体の報告等)

第百七十条の二 地方公共団体は、政令で定めるところにより、地方議会議員の異動、議員報酬等に関し、共済会に報告し、又は文書を提示し、その他共済会の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

[関係条文] 施行令七二（共済会に係る地方公共団体の報告等）、施行規則一六の三（地方公共団体の報告等）

(資料の提供)

第百七十条の三 共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、地方議会議員が有する第百六十一条の二第一項に規定する政令で定める年金制度の適用を受ける期間につき、当該政令で定める年金制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(総務省令への委任)

第百七十二条 この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

[関係条文] 施行規則一七（市町村の廃置分合等に伴う共済会の権利義務の承継）

(罰則)

第百七十二条 第百七十条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第百七十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした共済会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第百五十二条第二項又は第百五十六条の五の規定により総務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第百五十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第百五十七条の規定による総務省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 四 第百七十条第四項の規定による総務大臣の命令に違反したとき。

附 則（抄）

（共済会の設立）

第十条 旧地方議会議員互助年金法第二条の規定により組織された都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会又は町村議会議員互助会（以下「互助会」という。）は、施行日において、それぞれ第百五十一条の規定により設けられた都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会となり、同一性をもつて存続するものとする。

- 2 互助会の会長は、施行日の前日までに互助会の代議員会の議決を経て、第百五十二条の規定の例により共済会の定款を定め、当該定款について自治大臣の認可を受けなければならない。
- 3 互助会の役員は、施行日において、それぞれ共済会の役員となるものとする。

（互助会に係る掛金に関する経過措置）

第三十五条 互助会の会員であつた期間を有する共済会を組織する地方議会議員で当該互助会の会員であつた期間に係る互助会の掛金の全部又は一部を互助会に納めていないものは、当該未納金に相当する金額に利息を付して、施行日（同日後共済会を組織する地方議会議員となつた者にあつては、

そのなつた日。次項において同じ。)から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければならない。

2 昭和三十六年七月一日から施行日の前日までの間における地方議会議員としての在職期間(互助会の会員であつた期間を除く。)を有する共済会を組織する地方議会議員は、当該在職期間を互助会の会員であつたものとみなして旧地方議会議員互助年金法第十二条の規定を適用して算定した互助会の掛金に相当する金額を、施行日から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければならない。

3 第一項に規定する利息の計算については、政令で定める。

[関係条文] 施行法一〇一②(第二項の払込をしない者の取扱い)、施行令附三八(互助会の未納掛金の利息計算)・附七五(第一項の未納掛金の払込をしない者の取扱い)